

令和3事業年度

公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

令和4年8月

滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

また、第2期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）においても、第1期の実績を踏まえ、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指し、先進の知識・情報・技術とともに実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」を備えた人材の育成に着実に取り組んできた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第3期中期目標期間の4年目となる令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大学の活動が大きく制限された令和2年度の経験を踏まえ、教室の収容人数を50パーセント未満とするなど、感染防止対策を徹底しながら学修者本位の教育研究活動が行えるよう大学運営に努められた。

また、令和2年度に引き続き、生活に困窮する学生に対して、食料支援を継続的に実施していることは非常に評価できる。収束までに時日を要することから今後も必要な支援を必要な学生に提供することを期待する。

SDGsに関する取組や学生によるSNS等を利用した大学の活動発信等、コロナ禍で活動が制限される中、ICTを利用するなどの工夫を凝らし、精力的に人材育成や研究に取り組まれている点は評価できる。

あわせて、地域貢献の一環として県立大学の体育館を県が開設する広域ワクチン接種センター北部会場として提供し、周辺住民等のワクチン接種に寄与したことも非常に評価できる。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に中期目標の達成に向け取り組んだ結果、年度計画 53 項目中 51 項目 (96.2%) において、「Ⅳ 年度計画を上回って実施している」、「Ⅲ 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。年度計画を十分に実施できていないと判断された項目については、次年度の法人評価委員会において、取組状況の報告を求めたい。

第3期中期目標期間も4年が経過し、いよいよ仕上げの時期に入る。大学を取り巻く環境は大きな変革を求められていることから、県立大学においては次期中期計画期間も見据え中期計画の進行状況を再確認し、残り2年間も中期目標の実現に向けて教職員が一丸となり取り組まれることを期待する。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上			○		
II 大学経営の改善			○		

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
 - A：「計画どおり進んでいる」（全てⅣまたはⅢ）
 - B：「概ね計画どおり進んでいる」（ⅣおよびⅢの割合が9割以上）
 - C：「やや遅れている」（ⅣおよびⅢの割合が9割未満）
 - D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）
- ※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○地域人材の育成に関する取組の充実

- ・「コミュニケーション力」「構想力」「実践力」からなる「変革力」を身につけることを目的とした全学共通の副専攻課程「近江楽士」のうち、ソーシャル・アントレプレナー（社会人起業家）コースのプログラムを再編・強化し、ソーシャル・ビジネスの発想と手法によって地域課題を解決する起業家の人材の育成を目指し、起業について系統立てて学びを深める内容とされた。
- ・行政や関係団体との連携による地域人材育成を図るため、野洲市および日野町と包括連携協定を締結、合意した。日野町との協定では、あわせて一般財団法人地域活性化センターも参画した「地方創生人材の育成に関する連携協定」を三者で締結することで合意し、自治体職員と連携しながら地域でフィールドワークを行い、学生が地方自治における政策形成に必要なスキルやノウハウを身につける実践的な講義を令和4年度から開設することとされた。

○SNS等を利用した大学の活動発信

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域貢献等についても活動が制限される中、インスタグラムでの活動紹介や、福祉関連の活動を行うグループが、クリスマスコンサートをオンラインで開催するなど、手法に様々な工夫を凝らし活動を発信された。

(2) 今後の取組を期待する事項

○ICTを活用した取組

- ・令和3年度に整備された学習管理システム（LMS）により、学生への講

義資料等の提示、講義への質問、コメントの集約やそのフィードバックなど、より質の高い学修環境の整備が可能となることから効果的な運用を期待する。

○SDGsに関する取組

- ・キャンパスSDGsびわ湖大会のオンラインでの実施や連続講座から派生した共催イベントの実施など、SDGsの普及啓発に積極的に取り組まれている。今後、類似イベントへの参加頻度や当該イベントが参加者に与える寄与度等の調査を実施し、さらに実りある取り組みに発展することを期待する。

○コロナ禍で希望していた体験ができなかった学生に対する取組

- ・海外留学等の希望していた経験をできなかった学生等が、代わりにどのような経験をしたか、卒業までにどのような学びをしようとしているかなどを就職等に活かせるよう、支援に努められたい。

(3) 大学から報告のあった事項のうち、特記すべき内容

○不正経理事案への対応

- ・教員が学生を巻き込んだ不正経理事案に関する報告については、大変遺憾な事態であり、研究倫理等に関する研修体系の見直し、雇用に関する財務執行管理および監査の強化等を含めた再発防止策の策定、実施とともに教職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取組が求められる。

○学生の安全への配慮

- ・研究活動時に起きた学生の負傷事故に関する報告について、学生に対する安全教育や乗船のための規則の遵守等、安全管理を徹底し、再発防止に向けた取組が求められる。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目 33 項目中 32 項目が「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	4	28	1	—	33
	割合%	12.1	84.9	3.0	—	100.0
評価委員会評価	項目数	4	28	1	—	33
	割合%	12.1	84.9	3.0	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

▽評価できる項目

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (11) コロナ禍における修学支援制度等の周知徹底は、対面での対応が困難である等の課題を抱えるものであるが、経済的な困難を抱える学生が安心して学修できる環境を整えるために必要不可欠なものであると考え、個別対応等のきめ細かな対応を行ったことは評価できる。

○研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- (21) 大学のホームページにSDGs マッピングを作成する際、研究シーズ

(新たな産業を生み出す芽となる研究や事業化が見込まれる開発研究)の紹介とともに関連する教員を検索できるよう役割を明確化し、掲載の目的を整理したことから、企業からの問い合わせが増えるなど好循環が生まれていることは評価できる。あわせて、各種公表内容のガイドライン作成やホームページのリニューアル等の相乗効果が生まれていることも評価できる。

○研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- (23) コロナ禍においても若手研究者向けの支援制度の活用を呼びかけるとともに、学生向けの研究倫理教育を段階的に実施できるよう実施指針および実施要領整備したことは、今後の計画的な支援につながることから評価できる。

○地域社会等との連携に関する目標を達成するための措置

- (24) キャンパスSDGsびわ湖大会で実施したアンケートにおいて、SDGs に対する取組意識の向上に寄与したかという質問に対し、意識が非常に高まったと回答している方が86%もいる点は、開催目的を十分達成できていると評価できる。また、市民向けオンライン連続講座をきっかけに派生した研究室等との共催イベントの実施についても、SDGsの普及啓発に貢献したことから評価できる。

▼課題となる項目

○教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

- (10) 授業運営だけでなく、自らの教育活動を俯瞰して振り返り、その改善につなげる取り組みとして行うティーチング・ポートフォリオ研修会について、対面での実施が困難なことを理由に2年連続の中止としているが、令和2年度は一部の学部で学部独自の取組としてオンラインでの開催を行っていることから、実施方法の検討も含め、計画に基づく取組として十分とは言えない。

II 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目20項目中19項目が「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	—	19	1	—	20
	割合%	—	95.0	5.0	—	100.0
評価委員会評価	項目数	1	18	1	—	20
	割合%	5.0	90.0	5.0	—	100.0

▽評価できる項目

○組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置

(37) 大学の研究機器等を利用し、実際にモノづくりを体験することで、女子中高生にモノづくりや理系的思考の面白さと楽しさを理解してもらい、理系学部の進路選択後の将来にも幅広い職業の選択肢があることを理解してもらうことは、理系進路選択への動機づけを行う取組として評価できる。

▼課題となる項目

○財政基盤の強化等に関する目標を達成するための措置

(44) 継続的な寄附を得るための取組を進めるという計画に対して、企業との研究交流会で寄附を募る等、実施内容が散発的なものに留まっているため、取組として十分とは言えない。